

雇用保険法

注) **※**、(○○○○○)及び○○○○○は弊職が補筆したもの

(被保険者期間)

第14条 被保険者期間は、被保険者であった期間のうち、当該被保険者でなくなった日は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であった期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼった各期間（賃金の支払の基礎となった日数が十一日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となった日からその日後における最初の喪失応日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となった日数が十一日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

2 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であった期間に含めない。

一 最後に被保険者となった日(62歳である間に、ある企業に雇用された日、つまり別の企業を退職※して、その後にそのある企業に再雇用された日)前に、当該被保険者が受給資格（前条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。次節から第四節までを除き、以下同じ。）、第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であった期間

※ 当該別企業を退職した時に、一般被保険者として受給資格を取得していたとしたら、当該受給資格に係る被保険者期間は除外すべきであるということを第2項は述べているものと解釈できますので、現時点では「高年齢被保険者」であったとしても、再雇用された日以後の被保険者期間すべてを高年齢受給資格に係る「算定基礎期間」として捉えることができるのではないかと考えるのであります。そうなれば、高年齢受給資格に係る「算定基礎期間」が1年以上となって、50日分の「高年齢求職者給付金」の受給に繋がることになります。